般地方独立行政法人の職員」と、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国」に改め、「機関」の下に「と、「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、「とする」を「と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする」に改め、同条第二項第一号中「職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額（その月に」を削り、「給料に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）に相当するものの額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等」の下に「（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「いう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）」を「当該検察官等の標準報酬の月額の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等に相当するものの額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3　厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ハの規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　職員引継等合併一般地方独立行政法人　当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第七条の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第一項中「地共済法の」を「地共済法第百四十四条の三第二項、第百四十四条の十二及び第百四十四条の三十一の」に、「地共済法第百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの及び」を「地共済法第百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの並びに」に改め、「第五条第一項に規定する俸給」を削り、「よる俸給に相当する」を「基づく給与のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定める」に改め、「第十九条の四第一項に規定する期末手当」を削り、「よる期末手当に相当する」を「基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定める」に、「国の負担金」を「国」に改め、「、同表第百十三条第二項第二号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三条第二項第三号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三条第二項第四号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と」を削り、

第百十四条第三項	主務省令	総務省令	相当する職手当法百八十二はこれに
第百十五条第二項	相当する手当		

」に、

」を

第百十三条第二項第三号及び第四号	地方公共団体	総務省令	相当する職手当法百八十二はこれに
第百十五条第二項	相当する手当		

」を

第百十三条第二項第三号及び第四号	地方公共団体	総務省令	相当する職手当法百八十二はこれに
第百十五条第二項	相当する手当		

」に改め、同条第二項第一号中「第一号の二」を「第二号」に、「団体及び国

する手当及び国家公務員退職法（昭和二十八年法律第百八号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当	団体	総務省令	相当する職手当法百八十二はこれに

」を

支給給与月額（その月に当該団体が当該検察官等に支給した給料」を「当該団体が当該検察官等に支給した報酬」に、「給料をいう。）の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「いう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）」を「当該検察官等の標準報酬の月額の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3　厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ニの規定により団体及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　団体　当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該団体が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第十条の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第二項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「」」を「」とし、その他の職員」とあるのは「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員」については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に改め、「第百十三条第二項各号列記以外の部分の項中」の下に「「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、」を加え、「及び国の負担金」とあるのは「、」を「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに」に、「の負担金及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第一号から第四号ま